

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づき、母子家庭の母および父子家庭の父や寡婦の方などの、経済的自立の支援や子どもの福祉の増進を図るために資金の貸付および償還をおこなっている。貸付において、貸付審査時に貸付要件の確認及び貸付制限の判断や償還金免除の判断をおこなう場合があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(母子父子寡婦福祉資金関係情報)を「副本」として保存する必要がある。 具体的には、 ①母子父子寡婦福祉資金の貸付に係る申請時に、借受人より個人番号の提供を受ける。 ②母子父子寡婦福祉資金の貸付審査時に提供された個人番号により、中間サーバーを介して情報提供ネットワークより貸付要件の確認及び貸付制限の判断に必要な情報を取得する。 ③取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき母子父子寡婦福祉資金の貸付又は償還金の免除をおこなう。 ④母子父子寡婦福祉資金関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の項番63
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	県民文化部こども若者局こども・家庭課
②所属長の役職名	こども・家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下692-2 県庁4階 長野県県民文化部子ども若者局子ども・家庭課 TEL:026-235-7147(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	申請書類に記載された個人番号及び本人情報をデータベースへ入力する局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護を徹底している。</p> <p>・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	こども・家庭課長 佐藤 尚子	こども・家庭課長 草間 康晴	事後	人事異動に伴う形式定来な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	平成27年6月16日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない
平成29年4月1日	I-7請求先	地方事務所行政情報コーナー	地域振興局行政情報コーナー	事後	組織の名称変更に伴う記載の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	こども・家庭課長 草間 康晴	こども・家庭課長 米久保 篤	事後	人事異動に伴う形式定来な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	こども・家庭課長 米久保 篤	こども・家庭課長	事後	様式変更による変更のため
令和2年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I-5-②所属長の役職名	こども・家庭課長 藤木 秀明	こども・家庭課長	事後	所属長変更による変更のため
令和3年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ①部署	長野県県民文化部こども・家庭課	長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課	事後	県の組織改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	長野県県民文化部こども・家庭課	長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課	事後	県の組織改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の項番63 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第34条第1号、同2号	・番号法第19条第8号 別表第二の項番63 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第34条第1号、同2号	事後	法改正に伴う号数の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和5年4月1日	II-1,2 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和6年9月25日	II-1,2 いつの時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和6年9月25日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番43	番号法第9条第1項 別表の項番63	事後	法改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I-4 法令上の根拠	番号利用法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項	事後	法改正に伴う形式定的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	II-1,2 いつの時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	IV-8 人手を介在させる作業	—	○十分である 申請書類に記載された個人番号及び本人情報をデータベースへ入力する局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年10月21日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ○十分である ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護を徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加